

令和6年度岩手県野生鳥獣広域捕獲業務委託仕様書

1 趣旨

この仕様書は、令和6年度岩手県野生鳥獣広域捕獲業務委託に関し、必要な事項を定める。

2 目的

ニホンジカ（以下「シカ」という。）及びイノシシによる農作物被害の軽減を図るため、シカ及びイノシシの広域捕獲活動を実施し、個体数を低減させるとともに生息域の拡大を抑制する。

3 業務内容

- (1) 以下の地域におけるシカ及びイノシシの捕獲
遠野市、大船渡市、久慈市、洋野町、野田村、普代村
- (2) 捕獲したシカ及びイノシシのデータ及び試料等の採取

4 捕獲目標頭数

シカ：750頭
イノシシ：50頭

5 捕獲方法

銃及びわな

6 本業務実施期間

契約日から令和7年3月19日まで
ただし、捕獲については令和7年2月28日までとする

7 データ及び試料の採取

捕獲した個体について、以下の区分により計測及び採取を行い、別紙1「シカ・イノシシ捕獲票」（以下「捕獲票」という。）及び試料等を提出する。

区分		提出物	作業手順
データ	①外部測定 ※体重	捕獲票 (別紙1)	別紙2 参照
	②妊娠状況 ※確認可能な個体のみで可		
試料	尾	試料	
写真	捕獲個体の写真	写真	※

※ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実績確認に係るマニュアル（平成29年11月14日、環境省）2(4)①に基づき撮影するもの。なお、捕獲個体への個体識別内容の記入方法については、別に農業振興課が定めるものとする。

8 捕獲従事者

捕獲従事者等は関係法令を遵守するとともに、捕獲に伴う事故及び危害の防止には万全の措置を講ずるものとする。

9 捕獲票及び試料の提出確認

- (1) 捕獲票、試料及び写真を提出する場合は、農業振興課が指定する広域振興局農政担当部（農林振興センターの所管区域にあっては、農林振興センター。以下同じ。）の確認を受けるものとする。
- (2) (1)の確認を受けるときは、令和6年度岩手県野生鳥獣広域捕獲確認申請書（様式1）、捕獲票、試料及び写真を提出するものとする。
- (3) 広域振興局農政担当部は(2)の確認を行う際には、提出された確認申請書（様式1）と捕獲票、試料及び写真を確認し、令和6年度岩手県野生鳥獣広域捕獲確認書（様式2）を交付するものとする。

10 CSF（豚熱）防疫措置

捕獲業務実施時のCSFの発生状況に応じて、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（令和2年3月環境省・農林水産省）」を参考に、必要な防疫措置を講じること。

11 個人情報の保護について

- (1) 当該業務の受注者（以下「受注者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- (2) 受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。
- (3) 受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- (4) 受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- (5) 受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。
- (6) 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- (7) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。

12 その他

- (1) 受託者は、契約の日から7日以内に業務工程表を提出し、農業振興課の確認を受けること。
- (2) 受託者は、契約後速やかに、業務計画書を作成し農業振興課に協議すること。
- (3) 捕獲個体は、法令に基づき、適正に処理すること。
- (4) 市町村、地元住民、狩猟者等との調整は、受託者の責任において適切に行うこと。
- (5) 上記によりがたい事情が生じた場合は、農業振興課の指示を受けるものとする。